

9. 事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を総括する組織

本市は、中心市街地を含めた集約拠点に都市機能の集約を図るなど、まちづくり施策の企画・調整を所掌する都市整備局都市計画課住宅・まちづくり推進室において、庁内の関係部局との調整・連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画の作成を担当しています。

(2) 庁内の連絡調整のための会議

本市は、第1期計画から中心市街地活性化基本計画に関する施策を総合的かつ一体的に計画し、推進していくため、庁内推進会議を組織し、その下部組織として幹事会を設け、関係部局の連絡・総合調整を行っています。

本計画認定後は、年度毎に事業の進捗管理を当該会議で共有し、各事業が総合的かつ一体的に進められるようにするため、連携を密に図っていくこととします。

開催日	会議名	議題
平成18年 5月30日	庁内推進会議・幹事会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画策定方針について 策定スケジュールについて
平成18年 9月1日	庁内推進会議幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 改正中心市街地活性化法に関する現在の状況について 中心市街地活性化のための実施すべき事業について
平成18年 10月31日	庁内推進会議幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化を牽引する事業の位置付けとこれまでの事業実施について 市民アンケート調査結果概要と課題について ヒアリングシート作成について
平成19年 1月24日	庁内推進会議幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画（案）について
平成19年 2月13日	庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画（案）について
平成20年 5月21日	庁内推進会議・幹事会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 高松市中心市街地活性化基本計画への追加事業について 平成19年度フォローアップに関する報告について

開催日	会議名	議題
平成 21 年 1 月 28 日	庁内推進会議・幹事会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 高松市中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について フォローアップに関する報告について
平成 22 年 7 月 12 日	庁内推進会議幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について 掲載事業取組状況について まちなか居住推進事業における他都市の事例について
平成 22 年 7 月 22 日	庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について 掲載事業取組状況について まちなか居住推進事業における他都市の事例について
平成 23 年 8 月 29 日	庁内推進会議幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について 次期中心市街地活性化基本計画掲載事業について
平成 24 年 6 月 26 日	庁内推進会議幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期中心市街地活性化基本計画（仮称）を策定するための、市民意識調査の実施について 第 2 期中心市街地活性化基本計画（仮称）への掲載事業について
平成 24 年 7 月 26 日	庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について
平成 24 年 11 月 22 日	庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について 今後のスケジュールについて
平成 27 年 1 月 14 日	庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について 平成 26 年度 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
平成 31 年 3 月 28 日	庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画（案）について

(3) 中心市街地活性化基本計画庁内推進会議・幹事会委員名簿

(推進会議)

(幹事会)

平成31年4月1日現在

区分	職名
委員長	都市整備局長
委員	市民政策局長
	総務局長
	財政局長
	健康福祉局長
	環境局長
	創造都市推進局長
	教育局長

区分	部局	職名
幹事長	都市整備局	都市整備局次長（都市計画課担当）
幹事	市民政策局	政策課長
		コミュニティ推進課長
		地域振興課長
		くらし安全安心課長
	総務局	危機管理課長
	財政局	納税課長
	健康福祉局	障がい福祉課長
		長寿福祉課長
		子育て支援課長
		こども園総務課長
	環境局	環境保全推進課長
	創造都市推進局	産業振興課長
		観光交流課長
		文化芸術振興課長
		スポーツ振興課長
		美術館美術課長
	都市整備局	都市計画課長
		住宅・まちづくり推進室長
		交通政策課長
		道路管理課長
		道路整備課長
		建築指導課長
		公園緑地課
		下水道整備課長
	教育委員会 教育局	総務課長
		生涯学習課長

(4) 高松市議会における中心市街地活性化の審議

高松市市議会における中心市街地活性化に関する審議及び討議の内容

時期	審議内容
<p>平成 29 年 12 月 12 月定例会</p>	<p>(質問要旨) 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の目標の評価指標である、中央商店街の空き店舗率・歩行者通行量、居住人口の割合の状況について伺います。</p> <p>(回答要旨) 市民政策局長 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の目標の評価指標である、中央商店街の空き店舗率・歩行者通行量、居住人口の割合の状況については、中央商店街の空き店舗率は、平成 24 年度 16.6%であったものが、現時点 28 年度の数字となりますが、17.3%へと 0.7 ポイント増加、目標値 14.9%に対しましても 2.4 ポイント上回っております。</p> <p>歩行者通行量は、24 年度 13 万 1,800 人であったものが、29 年度では悪天候の影響もあり、10.1%減の 11 万 8,600 人で、約 1 万 3,000 人減少しており、目標値 14 万 1,000 人に対しましても 2 万 2,400 人と、大きく下回っておりますが、28 年度は 13 万人と、通行量が多い年もございました。</p> <p>居住人口の割合は、24 年度 4.8%だったものが、29 年度 4.8%と変わらず、目標値 5.1%に対しては 0.3 ポイント下回っております。</p>
	<p>(質問要旨) 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画を策定する目的について伺います。</p> <p>(回答要旨) 市長 本市では、中心市街地活性化基本計画を、平成 19 年度に策定した第 1 期計画においては、高松丸亀町商店街の再開発事業など、市街地の整備改善事業を、25 年度に策定した第 2 期計画におきましては、文化芸術などのソフト事業を中心として、さまざまな取り組みを行ってきたところでございます。</p> <p>中央商店街等におきましては、徐々にではございますが、かつての、にぎわいを取り戻しつつあると存じます。</p> <p>今後におきましても、これまでの取り組みにおける検証結果も踏まえながら、引き続き、丸亀町商店街の再開発事業のほか、中央商店街南部エリアの活性化など、商店街を中心とした、にぎわい創出に向けた取り組みが必要と考えているところでございます。</p> <p>中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地の活性化は、本市における、にぎわいの創出はもとより、少子・高齢化時代におきましても、都市的利便性が享受できる都市の実現を掲げた、多核連携型コンパクト・エコシティにおける広域交流拠点の形成につながるものでございます。</p>

時期	審議内容
	<p>さらには、四国内及び環瀬戸内海圏における本市の拠点性の強化などを目的として、国の支援も活用しながら、官民を挙げて進めている極めて重要な取り組みでございます。</p> <p>このようなことから、引き続き、計画的に取り組むため、30年度を始期とする第3期計画を策定しようとするものでございます。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>第3期高松市中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、アンケート調査や第2期高松市中心市街地活性化基本計画の検証などを十分行い、現状を踏まえ、課題解決ができる計画とする考えについて伺います。</p> <p>(回答要旨) 市民政策局長</p> <p>第2期計画では、現在のところ評価指標の目標値を達成できていない状況にございますことから、第3期計画の策定に当たりましては、中心市街地来訪者等へのアンケート調査や、これまでの計画の検証などを十分に行うとともに、行政・文化施設などの都市機能の立地や公共交通の利用状況など、さまざまな観点から現状把握やニーズ分析等を行ってまいりたいと存じます。</p> <p>この結果をもとに、課題を明確にした上で、事業の実施主体となる各商店街振興組合を初めとする関係者はもとより、市議会の皆様の御意見もお伺いしながら、課題解決に向けて実効性のある計画として取りまとめてまいりたいと存じます。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>第3期高松市中心市街地活性化基本計画策定スケジュールについて伺います。</p> <p>(回答要旨) 市民政策局長</p> <p>今議会で議決をいただいた後、来年1月に公募型プロポーザルにより業者選定を行い、順次、計画策定業務委託業者と契約を締結し、アンケートの実施や第2期計画の検証、第3期計画掲載事業の検討などを行った上で、5月ごろに素案を取りまとめる予定としております。</p> <p>その後、内閣府など関係省庁等との協議を行いながら、計画案を10月に国へ申請し、11月に認定をいただく予定としております。</p>

時期	審議内容
	<p>(質問要旨)</p> <p>中央商店街の中でも、丸亀町商店街だけに莫大な税金を投入しているのはなぜかを伺います。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>丸亀町商店街の市街地再開発事業は、疲弊しつつある商店街を、商都高松の顔としてふさわしい、活力に満ちた商店街に再生するために、権利者みずから再開発事業組合員として参画し、商店街づくりに携わるという民間主導の事業でございます。</p> <p>こうした民間主導の再開発事業につきましては、瓦町駅西地区におきましても、平成6年度に準備組合設立に向けた推進協議会が発足し、翌7年度には基本計画調査も実施する中で、本市も指導・助言等を行ってまいりました。</p> <p>しかしながら、これらの動きも含め、再開発事業で現在までに事業化に至ったものは、丸亀町商店街のA街区及びG街区の2地区と14年に竣工した片原町駅西第3街区でございます。</p> <p>本市といたしましては、このような再開発事業は、中心市街地の活性化を図る上からも重要な事業であると認識しておりますことから、引き続き、民間主導で行われる再開発事業につきましては、これを支援してまいりたいと存じます。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>丸亀町再開発事業だけに莫大な税金を投入するのではなく、特に空き店舗率の高い高松南部3町商店街の活性化について、真剣に検討すべきだと考えます。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>南部3町商店街の活性化につきましては、本市として、これまで、にぎわい創出や情報発信の拠点となるブリーザーズスクエア等の開設を初め、昨年度は、南部3町商店街プロジェクトが実施いたしました。まちの案内アプリの開発や、若者が集える拠点としての交流スペースの整備に対し、支援を行ったところでございます。</p> <p>今後におきましても、南部3町商店街が実施する自主的な取り組みへの積極的な支援や、新規出店補助制度等の活用を通じて、南部3町商店街の活性化に努めてまいりたいと存じます。</p>

時期	審議内容
	<p>(質問要旨)</p> <p>第3期高松市中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、高齢者や障害者団体・各商店街振興組合や業者の代表等も参加する審議会等を設置するべきだと考えます。</p> <p>(回答要旨) 市民政策局長</p> <p>中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、計画に記載された事業を実施しようとする事業者や、中心市街地で事業を営む事業者、地域住民の代表などで構成される法定協議会である中心市街地活性化協議会から、意見を聴取することとされております。</p> <p>本市では、高松商工会議所が事務局となっており、既に中心市街地活性化協議会を設置しておりますことから、お尋ねの審議会等の設置は考えておりませんが、高松市社会福祉協議会がその構成員となっておりますことから、計画策定に当たり、当該協議会の場において福祉的観点から御意見をいただけるものと存じております。</p> <p>また、計画取りまとめの各段階においては、地元説明会やパブリックコメントを実施するなど、幅広く市民の皆様から御意見をお伺いし、可能な限り計画に反映させてまいりたいと存じます。</p>
<p>平成30年3月 3月定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>市内中心部に市民が居住するような取り組みは、どのように行ってきたのか。また、どのような課題があるのか、お聞かせください。</p> <p>(回答要旨) 都市整備局長</p> <p><取組について></p> <p>本市では、線引き廃止後の平成19年5月に、高松市中心市街地活性化基本計画を策定し、市街地の整備改善や都市福利施設の整備、商業の活性化などに資する事業について、民間と連携して取り組んでいるところでございます。</p> <p>街なか居住の促進に関する主な取り組みといたしましては、基本計画のリーディングプロジェクトである高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業を初め、民間マンション開発などにより、約3,000戸の都市型住宅が整備されているところでございます。</p> <p>あわせて、安全で安心して暮らし続けられるまちとするため、中心市街地東部の浸水対策や高潮対策事業等を完了するとともに、中心市街地に住み、訪れる人々の回遊性が向上するよう、まちなかループバスなど公共交通の利便性の向上に努めるなど、街なか居住の促進に資する各種の取り組みを行っているところでございます。</p> <p><課題について></p> <p>街なか居住につきましては、立地適正化計画に基づき、居住誘導区域外</p>

時期	審議内容
	<p>における規制方策にあわせて居住誘導区域内へ緩やかに居住が誘導できるよう、都市機能及び居住の効果的な誘導方策を構築することが課題であると存じます。</p> <p>(質問要旨) 今回の規制をすることにより、若い人たちが市外に流出すると考えるが、その見解をお聞かせください。</p> <p>(回答要旨) 都市整備局長 若者が住居購入を検討する際に、取得価格を重視することは一定の理解ができるところでございます。その一方で、国が行った平成 25 年住生活統合調査によりますと、居住選択時に重要視される項目には、防災・治安・店舗・医療など日常生活の利便性等がでございます。</p> <p>本市といたしましては、人口減少に伴い、さまざまな悪影響が懸念される中であっても、活力を失わず、安全で安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりを推進し、さらには、人口減少を食いとめる、もしくは、人口を呼び戻すことのできる都市として魅力を高めるよう取り組んでまいりたいと存じます。</p>
平成 30 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 平成 25 年 6 月から本年 3 月までの 4 年 10 カ月を計画期間とする、第 2 期中心市街地活性化基本計画の総括をお聞かせください。</p> <p>(回答要旨) 市長 本市では、平成 19 年度に策定した第 1 期中心市街地活性化基本計画において、丸亀町商店街の再開発事業など市街地の整備改善事業を、また、25 年度に策定した第 2 期計画においては、瓦町 F L A G のリニューアルオープンや、まちなかループバスの運行などに、関係事業者と連携して取り組んでまいったところでございます。</p> <p>しかしながら、御指摘をいただきましたように、第 2 期計画に掲げた中央商店街の空き店舗率など、3 つの評価指標は、どれも目標値達成には至りませんでした。</p> <p>一方で、再開発事業などのハード整備に加えて、まちなかパフォーマンス事業などのソフト施策の展開によりまして、中央商店街におきましては、徐々にではございますが、かつてのにぎわいを取り戻しつつあるものと実感をいたしているところでございます。</p> <p>私といたしましては、第 2 期計画の検証を十分に行い、現状を踏まえた課題等を整理した上で、引き続き、中央商店街南部エリアの活性化など、商店街を中心とした、更なるにぎわい創出に向けた効果的な施策事業の展開が必要であるものと考えております。</p>

時期	審議内容
	<p>(質問要旨)</p> <p>第3期中心市街地活性化基本計画策定に当たっての基本的な考え方をお聞かせください。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>第3期中心市街地活性化基本計画につきましては、本市が目指すコンパクトなまちづくりの方向性を踏まえつつ、昨今のインバウンド需要など、社会情勢の変化を的確に捉えて取りまとめていく必要があるものと存じます。</p> <p>このような考えのもと、先月11日に開催されました中心市街地活性化協議会では、高松空港運営の民間委託や新県立体育館を中心としたJR高松駅周辺整備などのゲートウェイ機能の充実によるインバウンド等、域外からの流入を喚起する取り組みのほか、コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、公共交通の利便性の向上や街なか居住の推進につながる施策の展開など、第3期計画策定に向けての基本となる方針をお示ししたところでございます。</p> <p>今後におきましては、先ほど申し上げました第2期計画の検証のほか、今後実施を予定しております訪日外国人等へのアンケートの結果等を踏まえ、戦略的で実効性のある第3期計画掲載事業を検討し、中心市街地活性化協議会や市議会の御意見もお伺いするとともに、内閣府など関係省庁等との協議を行いながら、年内に計画案を取りまとめ、本年度内を目途に国の認定が得られるよう、策定に向けて取り組んでまいりたいと存じます。</p>
<p>平成30年9月 9月定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>第2期計画には、商店街のすぐ近くでもにぎわいが見られないとの報告もされています。丸亀町商店街の売り上げの状況、周辺商店街への波及効果、市税収入は増加しているのか、地元商店主のかかわり等はどうかののでしょうか。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>丸亀町商店街におきましては、A及びG街区で法定の市街地再開発事業を、また、B・C街区では、部分的な共同建てかえを任意事業として行ってきたところでございます。</p> <p>この再開発事業は、全国的にも脚光を浴び、現在も各地からの視察が絶えない状況でございまして、都市機能の集約やにぎわいの創出による町の魅力向上のみならず、建築物の防火・耐震性能の向上が図られるなど、本市中心部における持続可能でにぎわいと活力のある、安全・安心なまちづくりに寄与している事業であると存じております。</p> <p>お尋ねの、経済効果につきましては、経済の複合的側面もあり、単純に</p>

時期	審議内容
	<p>算出することは困難でございますが、再開発事業の振興に伴い、丸亀町商店街におきましては、各種イベントなどが開催され、通行量や空き店舗率の改善の兆しが見られており、このような、にぎわいが創出されることにより、売上額の増加にもつながるほか、建物の更新などにより、市税の税収面においても好影響を与えるなど、一定の経済効果があらわれているところでございます。</p> <p>また、地価につきましても、国が公表した本年1月1日時点における地価公示では、本市の商業地におきまして上昇に転じる地点が、去年の3地点から16地点に増加するなど、地域経済を牽引する効果もあらわれてきているところでございます。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>丸亀町商店街再開発事業へ、莫大な税金を投入した経済効果の検証、市内の商店街が衰退している状況から、丸亀町商店街だけに一極集中して税金を投入すべきではないと考える。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>丸亀町商店街の市街地再開発事業は、疲弊しつつある商店街を、商都高松の顔としてふさわしい活力に満ちた商店街に再生するために、権利者みずから再開発事業組合員として参画し、商店街づくりに携わるといふ、民間主導の事業でございます。</p> <p>本市といたしましては、このような再開発事業は、中心市街地の活性化を図る上からも重要な事業であると認識しておりますことから、南部3町商店街を初めとする各商店街等の自主的な取り組みに対しましても、助言や支援を適切に行いながら、中心市街地の活性化に努めてまいりたいと存じます。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>第2期中心市街地活性化基本計画のニーズ調査結果を踏まえた第3期計画とする考えを伺います。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>現在、策定を進めております第3期計画につきましては、第2期計画に掲げた目標の達成状況を検証しながら、登載事業の見直し・改善を検討しているところでございます。</p> <p>これに加え、昨今のインバウンド需要等、域外からの流入を喚起する取り組みのほか、公共交通の利便性向上や街なか居住の推進につながる施策の展開など、戦略的で実効性のある新たな登載事業を検討し、中心市街地活性化協議会や市議会の御意見もお伺いするとともに、内閣府など関係省庁との協議を行いながら、鋭意、策定してまいりたいと存じます。</p>

時期	審議内容
	<p>(質問要旨)</p> <p>とりわけ空き店舗率の高い高松南部3町商店街の活性化、特に常磐町商店街の巨大な空きビルの問題について真剣に検討するために、高松市・地元大学・商店街等で構成する対策会を立ち上げるべきだと考えます。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>本市では、これまで、南部3町商店街のにぎわい創出や情報発信の拠点となるブリーザーズスクエア等の開設や、町の案内アプリの開発、交流スペースの整備、また、今年度新たに設けられたまちの活性化拠点施設マチカドプラザの運営について支援するなど、さまざまな取り組みを通じて、活性化に努めてきたところでございます。</p> <p>御質問の、対策会につきましては、既に本市や地元大学・商店街振興組合連合会などで構成された高松市中心市街地活性化協議会や瓦町駅周辺の商店街振興組合等で構成された瓦町駅周辺まちづくり協議会などが設置され、常磐町商店街を初めとする商店街の活性化について議論していただいているところでございまして、新たな組織を設置することは考えておりません。</p>
令和元年6月 6月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>第3期高松市中心市街地活性化基本計画を踏まえ、更なる中心市街地の活性化に取り組む考えを伺います。</p> <p>(回答要旨) 市長</p> <p>第3期計画では、計画期間を来月から、令和6年度末までとして定める中、昨今のインバウンド需要等、域外からの流入を喚起する取組のほか、情報発信による回遊性の向上や、まちなか居住の推進につながる施策の展開を基本方針に掲げ、戦略的で実効性のある48の施策・事業を掲載しております。</p> <p>この度の「第3期高松市中心市街地活性化基本計画」の認定は、サンポートと中央商店街との回遊性の向上や、中央商店街南部エリアの活性化など、商店街を中心とした更なるにぎわいの創出に向けた、効果的な施策・事業の展開を後押しするものであり、本市といたしましては、引き続き、国の支援等を最大限に活用するとともに、関係機関と連携しながら、中心市街地の更なる活性化に、鋭意、取り組んでまいりたいと存じます。</p>

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、高松商工会議所及び高松丸亀町まちづくり株式会社が共同設立者となり、平成 18 年 11 月 14 日に中心市街地活性化協議会を設置しました。

(2) 構成員及び開催状況

① 構成員

中心市街地活性化協議会の構成員は、中心市街地に関わる市街地整備、経済活力の向上、公共交通の形成などに係る商工会議所、商店街、商業者、交通事業者、地域活動団体、NPO 法人などの主体を構成員とします。

■高松市中心市街地活性化協議会構成員

平成 31 年 4 月 1 日現在

構成員（団体名・企業名）	氏名	役職
学校法人四国高松学園高松大学	佃 昌 道	学長・理事長
高松商工会議所	高 畠 正 博	専務理事
高松丸亀町まちづくり株式会社	明 石 照 夫	専務取締役
国立大学法人香川大学 創造工学部	紀 伊 雅 敦	教授
国立大学法人香川大学大学院 地域マネジメント研究科	岩 本 直	教授
香川県	浅 野 浩 司	商工労働部長
高松市	木 村 重 之	都市整備局長
香川県高松北警察署	神 内 宣 広	交通官
株式会社日本政策投資銀行四国支店	橋 本 泰 博	次長兼企画調査課長
高松中央商店街振興組合連合会	野 沢 道 雄	専務理事
高松丸亀町商店街振興組合	古 川 康 造	理事長
丸亀町グリーン株式会社	植 村 博	代表取締役
高松丸亀町壱番街株式会社	真 鍋 秀 利	代表取締役
株式会社高松三越	稲 田 義 宣	取締役営業統括部長
四国旅客鉄道株式会社	長 戸 正 二	取締役総合企画本部副本部長
高松琴平電気鉄道株式会社	植 田 俊 也	取締役地域開発本部長
社団法人香川県バス協会	今 西 照 章	専務理事
社団法人高松市医師会	城 下 正 寿	事務局長
株式会社高松南部 3 町商店街 プロジェクト	細 溪 英 一	代表取締役
有限会社 CONERI	人 見 訓 嘉	代表取締役
株式会社百十四銀行	香 西 志 帆	営業戦略部（映画監督）
高松市南部商店連合会	河 合 政 弘	会長
社会福祉法人高松市社会福祉協議会	田 中 克 幸	常務理事

(オブザーバー)

構成員（団体名・企業名）	氏名	役職
経済産業省四国経済産業局	大 山 由 佳	産業部商業・流通・サービス産業課長
国土交通省四国地方整備局	荒 金 恵 太	建政部都市・住宅整備課長
香川県	石 井 一 暢	商工労働部経営支援課長
香川県	都 村 仁	土木部都市計画課長
高松市	板 東 和 彦	都市整備局次長兼都市計画課長
高松市	岡 田 光 信	都市整備局都市計画課主幹兼都市整備局都市計画課住宅・まちづくり推進室長
高松市	西 岡 享 史	創造都市推進局産業経済部産業振興課長
高松市	蓮 井 博 美	市民政策局次長兼政策課長
公益財団法人かがわ産業支援財団	濱 中 忠 勝	参与兼技術統括監兼企業振興部長
独立行政法人中小企業基盤整備機構 四国本部	松 沢 亨	高度化事業部まちづくり推進室長
高松商工会議所	宮 武 寛	常務理事

② 開催状況

会議回数	開催日	議題
第1回	平成18年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化協議会の設置について ・ 基本計画策定方針について
第2回	平成18年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング結果について ・ 中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第3回	平成19年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画案について
第4回	平成19年2月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画案に対する意見の取りまとめについて
第5回	平成19年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について ・ 丸亀町A街区に続く再開発の状況について ・ ICカード活用による商業等活性化事業について ・ 中心市街地商業活性化推進事業について ・ 4町パティオ広場整備事業について
第6回	平成19年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について

会議回数	開催日	議題
第7回	平成20年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について ・ 中心市街地活性化基本計画の事業追加について ・ IruCa カード活用による中心市街地活性化平成19年度事業報告・平成20年度事業計画について ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第8回	平成21年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について ・ 香川大学ミッドプラザについて ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第9回	平成22年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について ・ 高松丸亀町商店街B・C街区小規模連鎖型再開発事業について ・ IruCa カード活用による商業活性化事業の平成21年度実績報告について ・ 高松丸亀町商店街G街区再開発事業について ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第10回	平成22年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について（高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業）
第11回	平成23年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について（G街区の実施主体、社会資本整備総合交付金制度の創設） ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第12回	平成24年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高松市中心市街地活性化基本計画の変更について（基本計画の計画期間延長、G街区の実施主体、歩行者空間整備事業の実施期間） ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告（案）について ・ 高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業の進捗状況についての報告 ・ 次期中心市街地活性化基本計画についての報告
第13回	平成24年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について
第14回	平成24年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（素案）について

会議回数	開催日	議題
第 15 回	平成 25 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画のフォローアップ報告について ・ 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（案）に対する意見書の取りまとめについて
第 16 回	平成 25 年 5 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（案）の変更点について
第 17 回	平成 26 年 2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について
第 18 回	平成 26 年 7 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ コトデン瓦町ビルリニューアル計画について
第 19 回	平成 27 年 2 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について ・ 平成 26 年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について ・ 瓦町駅核化プロジェクト事業経過報告について ・ 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（案）について
第 20 回	平成 28 年 2 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について ・ 平成 27 年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について
第 21 回	平成 28 年 7 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高松南部 3 町商店街の取り組みについて
第 22 回	平成 29 年 4 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について
第 23 回	平成 30 年 5 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告（案）について ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）の基本的な考え方について
第 24 回	平成 30 年 8 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について
第 25 回	平成 30 年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画（素案）について ・ ワーキンググループの設置等について
第 26 回	平成 31 年 2 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画（案）について
第 27 回	平成 31 年 4 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書のとりまとめについて

会議回数	開催日	議題
第 28 回	令和 2 年 5 月 21 日	(書面会議) ・ 令和元年度 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告(案)について
第 29 回	令和 2 年 10 月 9 日	(書面会議) ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について ・ 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(案)について
第 30 回	令和 3 年 4 月 26 日	(書面会議) ・ 令和 2 年度 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告(案)について ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
第 31 回	令和 3 年 12 月 8 日	(書面会議) ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
第 32 回	令和 4 年 4 月 25 日	(書面会議) ・ 令和 3 年度 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告(案)について ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
第 33 回	令和 4 年 11 月 11 日	(書面会議) ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について
第 34 回	令和 5 年 4 月 24 日	・ 令和 4 年度 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告(案)について ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について ・ 第 4 期(次期)高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)の策定スケジュール(案)について
第 35 回	令和 5 年 11 月 20 日	・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の検証について ・ 第 4 期(次期)高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)の基本的な考え方について

会議回数	開催日	議題
第 36 回	令和 6 年 2 月 16 日	・ 第 4 期(次期)高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)の基本的な考え方について
第 37 回	令和 6 年 5 月 15 日	(書面会議) ・ 令和 5 年度 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告(案)について ・ 第 3 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について

(3) 法第 15 条各項の規定に適合していること

法第 15 条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- ・ 第 1 項第 1 号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくり会社「高松丸亀町まちづくり株式会社」を組織の構成員としています。(本市の出資比率は 5.0%)
- ・ 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、高松商工会議所を組織の構成員としています。
- ・ 第 3 項の規定と協議会規約第 5 条に基づいて、公表を行っています。
- ・ 第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、学識者、交通事業者を構成員として加えています。
- ・ 第 5 項の規定については、協議会規約第 7 条第 2 項で参加申し出を拒めないことを定めています。
- ・ 第 6 項の規定については、協議会規約第 7 条第 1 項で参加を要請することができます。
- ・ 第 7 項の規定に基づき、関係行政機関にオブザーバーとして協力を求めています。
- ・ 第 8 項の規定に基づき、関係団体・機関を構成員として加えています。
- ・ 第 9 項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けています。
- ・ 第 10 項の規定に基づき、協議会規約第 11 条第 6 項で協議結果の尊重について定めています。
- ・ 第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を協議会規約で定めています。

(4) 中心市街地活性化協議会による意見書（写し）

平成31年4月25日

高松市長 大西 秀人 様

高松市中央市街地活性化協議会
会長 佃 昌道

第3期高松市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、第3期高松市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見を提出します。

記

1. はじめに

高松市は、恵まれた風土と地理的優位性を活かし、四国の中核拠点都市として発展してまいりました。高松市がさらなる発展をしていくためには、市全体の活性化が是非とも必要であり、とりもなおさず中心市街地の活性化が重要であります。

このため、高松市においては、高松市中心市街地活性化基本計画（以下、「計画」という。）を策定し、平成19年5月に第1期計画が、さらに、平成25年6月に第2期計画が内閣総理大臣の認定を受け、官・民・学が連携して鋭意各種事業を協働で実施してきたところであります。

しかしながら、「にぎわい・回遊性・豊かな暮らしのあるまち」をコンセプトとした第2期計画は、平成30年3月終了時の結果を見ますと、未実施の事業もあったことから3つの指標は、いずれも、目標値の達成には至りませんでした。

このような状況の中、高松市において策定されようとする第3期計画（案）について、本協議会は、行政及び幅広い団体等からの委員により、昨今のインバウンド需要などの社会情勢も含め、多面的・多角的な観点から協議を進めてきたところであり、これまでの計画の成果の検証による課題を認識しつつ、第3期計画（案）のコンセプトを念頭に置き、協議を行った結果、次のとおり意見を申しあげます。

2. 本協議会の意見

3期計画（案）は、1期計画並びに2期計画による成果の検証と今後の課題に基づき計画を検討し、「サンポートエリアにおける高次（広域）都市サービス機能の充実による誘客力の向上」、「中心市街地の魅力発信による回遊性の向上」、「拠点間交流と住環境の整備による地域価値の向上」の3点を目標として掲げ、明確な将来の方向性を示すとともに、実現可能な目標と目標値も設定されています。

また、その実現に向けたハード・ソフト事業の両面から、具体的な取り組みも提示されていることから、この3期計画（案）が円滑かつ着実に実施されることにより、中心市街地の活性化に大きく寄与するものと考えます。

以上のことから、当協議会は、3期計画（案）の内容につき、概ね妥当であると判断いたします。

なお、掲載されていない事業が具現化した場合は、適宜、当計画への追加を行う等、柔軟な対応をお願いいたします。

本協議会としては、今後、この3期計画（案）が実効性のあるものとするために、担当者レベルでの定期的な情報共有・協議により、課題解決に向けた検討や、各種事業の進捗を進行管理するためのワーキンググループを随時開催することとしており、官・民・学が一層連携し、一体的に各種事業を協働で進めていくことが重要であると考えておりますので、本協議会の運営に対し、今後とも積極的な支援を要望いたします。

(5) 高松市中心市街地活性化協議会の規約

高松市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 高松商工会議所及び高松丸亀町まちづくり株式会社（以下「設置者」という。）は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「高松市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を香川県高松市番町二丁目2番2号 高松商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域における社会的・経済的及び文化的活動の根拠となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図るため、その実施に必要な事項に係る協議を行うことを目的とする。

(公告の方法)

第5条 協議会の公告は、高松市の広報への掲載の他、必要があると認めるときは、四国新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(事業)

第6条 協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 高松市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 高松市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 高松市中心市街地の活性化に関する構成員相互の意見及び情報交換
- エ 高松市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の構成員及び地域向けの情報発信（会報の発行、ホームページ開設、メールマガジン配信）
- キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化に関すること
- オ 都市交通の整備事業に関すること

(3) その他中心市街地の活性化に関すること

(構成員、委員)

第7条 協議会は、次の者をもって構成し、委員は、その役・職員のうちから設置者が委嘱する。

(1) 高松商工会議所

(2) 高松丸亀町まちづくり株式会社

(3) 香川県

(4) 高松市

(5) 法第15条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第5号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第5号に規定するものでなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、非常勤とする。

(会長、副会長、監事)

第8条 協議会に、会長1人、副会長2人及び監事2人を置く。

2 会長及び監事は、委員の互選による。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 補欠で選任された会長及び監事並びに指名された副会長は、前任者の残任期間在任する。

5 会長、副会長及び監事は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、高松商工会議所が処理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 協議会の構成員は、会議において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループの設置)

第 12 条 協議会の協議・検討に必要な事項について調査または研究を行うために、協議会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザーの設置)

第 13 条 協議会の協議・検討に必要な事項について助言を得るため、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第 14 条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会計年度)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第 16 条 協議会に要する経費は、寄附金、補助金、助成金及びその他の収入により充てるものとする。

(解散)

第 17 条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、高松商工会議所が清算する。

(補則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

2 協議会設置時の委員の任期は、第 7 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 統計的データの客観的な把握・分析

統計的データの客観的な把握・分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、統計的データを基に、地域の現状を把握し、分析を行っています。

② 地域住民のニーズの客観的な把握・分析

統計的データの客観的な把握・分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」において、中心市街地の利用者や観光施設の来訪者を対象にして聞き取り調査を実施し、今後の活性化の対象者のニーズを把握し、分析を行っています。

③ 前基本計画に基づく取組の把握・分析

前基本計画に基づく取組の把握・分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] 旧中心市街地活性化基本計画（第2期計画）の検証」において、前基本計画の取組状況を把握し、分析を行っています。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

基本計画の各種事業を推進していくためには、中心市街地活性化協議会が中核となり、様々な主体と連携を図りながら、各主体が積極的に責任を持って活性化の取組を推進していくように調整を行います。

① 高松商工会議所との連携・調整

中心市街地活性化協議会の共同設立者である高松商工会議所は、協議会の構成員との意見交換に加え、商工会議所のメンバーからの意見も踏まえ、基本計画の各種事業の立案を図るとともに、各種事業の実施における側面的な支援を行うなど、事業推進を図る中でも、連携・調整を行う役割を担っていくものとします。

② 高松丸亀町まちづくり株式会社との連携・調整

高松商工会議所とともに中心市街地活性化協議会の共同設立者である高松丸亀町まちづくり株式会社は、実施主体となる各種事業を積極的に推進していくことで、中心市街地活性化の先導的な役割を担うとともに、商店街における各種事業についても適切な支援を行うなど商店街と地域をつなぐ調整などを行っていくものとします。

③ 各商店街組合等との連携・調整

中心市街地活性化協議会の構成員であり、中心市街地活性化基本計画における各種事業の実施主体である各商店街振興組合は、中心市街地の利用者ニーズを積極的に計画策定段階から反映されるように調整を図るとともに、各種事業の実施段階においても商店街振興組合の組織を超えた連携を図っていくものとします。

④ パブリックコメントの実施

中心市街地活性化基本計画を推進していくためには、市民の理解と協力が欠かせない要素となることから、市民に対して広く意見を聴取し、計画への理解を深め、今後の各種事業の円滑な推進を図るため、パブリックコメントを平成31年2月25日～3月25日に実施しました。